

小学校におけるリーガル・リテラシー教育の可能性

— いじめ等問題行動に対する「道徳教育」強化への批判的考察 —

中塚 健一

1. 研究の動機と問題意識

(1) いじめ予防の検討

2006年秋、学校でのいじめを苦に子供が自殺する事件が相次いだ。各種メディアを始め、政府に設置されていた教育再生会議などでもいじめ問題が大きく取り上げられ、社会問題となった。

いじめ問題は最近に始まったことではない。しかし時代の変化とともに、いじめの質や内容も変化しており、その対応の難しさが指摘される。だが、対応が難しいからと言って対策を先送りすると、また不幸は繰り返されてしまう。

私は、いじめには病気の「癌」との共通点が多いと考えている。例えば、次のような点である。

- ・いつ発生するかわからない。
- ・発見が早ければ解決も早い。
- ・初期段階では見つけにくい。
- ・発見が遅れると悪化する。

したがって、いじめ問題を考えるには、医療が癌どのように向き合ってきたかを参考にすると、解決の手がかりが見出せると考えた。

癌医療の基本は、癌にならないための努力（予防）と、癌を発見するための努力（検査）、そして癌を治すための努力（治療）であるという。

癌をいじめに置き換えて考えると、いじめ対策の基本は、いじめの予防、いじめの発見、いじめの解決の三段階となるであろう。

本稿では、いじめ対策の基本の第一段階である、いじめの予防の観点から、論を進めていきたい。

(2) 人権教育としてのリーガル・リテラシー

いじめは加害者の被害者に対する人権侵害である。しかし、被害者が負う心の傷の深さに比べて、加害者や傍観者の意識は軽く、いじめに関与したという自覚すらないこともある。

確かにいじめの発見、解決は難しい。またいじめの

発生を皆無にすることも現実的でない。しかし、いじめの本質は単純である。いじめの本質＝差別⁽¹⁾だからである。ある特定の集団内における少数派への差別感情に由来する排除や攻撃である。

いじめ予防の出発点は、差別の本質を知り、誰でもが差別者、被差別者になりうることを理解することである。すなわち人権とは何であるかを理解させ、いじめが人権侵害であるということを認識させる人権教育を徹底することなのである。

人権教育というと同和教育を連想する人が多いと思う。同和問題は日本社会に根深く残され、いまだ克服されていない重要な問題である。しかし本稿では特に同和問題に焦点化するのではなく、一般的な基本的人権の問題として、人権教育を述べていく。

また、いじめ予防の観点から必要となる人権教育について、そして人権教育を実行する上で不可欠な、日本国憲法を中心とした法についての教養教育、すなわちリーガル・リテラシー教育についての検討を進めていく。

(3) リーガル・リテラシーとは

リーガル・リテラシー（法的教養）とは何であろうか。法学者の浅川千尋氏の定義によると、「法および憲法についての知識を身につけそれを自己の権利・自由および他者の権利・自由を実現するための武器として行使し、主権者である国民として司法・立法・行政へ参画できる能力」⁽²⁾とある。また文部科学省初等中等局視学官の大杉昭英氏は、法的リテラシーという用語を「法を利用して問題を解決する力」⁽³⁾であると述べている。

本稿では、憲法に規定された基本的人権を中心に法を検討していくので、浅川氏の定義「法および憲法についての知識を身につけそれを自己の権利・自由および他者の権利・自由を実現するための武器として行使し、主権者である国民として司法・立法・行政へ参画できる能力」を採用して述べていきたい。

「武器」というと大げさに聞こえるかもしれないが、

多くの歴史が示すように、為政者は武力、権力、国によっては宗教の力で人民を支配してきた。現在においても国家権力の力は絶大である。国家権力の暴走に歯止めをかけているのが憲法である。主権者である国民が国家権力から自らの権利・自由を守るために「武器」である、リーガル・リテラシーを身につけることこそ、主権者としての権利であり、義務であると考える。

本稿のもう一つの課題である「いじめ」に関して述べると、リーガル・リテラシーにより、集団内の弱者やマイノリティーに対する差別感情の抑止力となることが期待される。また不幸にしていじめが発生した場合にも、被害者が自ら置かれている状況を客観的に理解するための判断基準として、あるいは法的理論的に加害者からの攻撃を防衛する「武器」として機能することが期待できる。

2. リーガル・リテラシー教育の前提

(1) 日本人の人権意識の状況

最近の我が国人権の状況を見てみると、憲法で最低限度の生活保障を認められているにもかかわらず、国民が生活保護打ち切りにより餓死したり、お年寄りが孤独死したりするなどという状況が生じている。選挙における投票率の低さに見られるように、政治への無関心、不信、諦めなども国民から法を遠ざけてしまっている。我が国には、政治や法律は「お上」のもので、一般庶民が口を挟むべきものではないというような悪しき風潮があるように思われる。

しかし近年、新自由主義的傾向が強まり、経済的弱者、社会的弱者に対して「負け組」などという烙印が押され、自己責任論が主張されるようになってきた。フリーターなど非正規、低賃金労働者も多く見られるようになった。フリーターの収入が、生活保護世帯支給額を下回るという現象も起きている。憲法の理念からするとおかしな話である。最近になって、ようやくフリーターや非正規労働者が、団体交渉に向け声を上げる様子が見られるようになってきたが、道行く人々の眼差しは冷たい。社会保障（25条）も労働運動（28条）も憲法に明記されている基本的人権であり、その享有を妨げられない（11条）ものである。

しかし、戦後の学校教育の中では、日本国憲法の成立の経緯や三大原則などは社会科の知識として学ぶが、それを人権を守るための「武器」として扱えるほどに、教育を受ける機会はなかったように思われる。最近では、法学部の学生や司法試験を目指す学生でさえ、憲法と法律の違いを知らない者が多いという⁽⁴⁾。法に少

ながらぬ関心を持っているはずの彼らでさえそのような状態ならば、日常生活で法を意識することのない普通の生活者はなおさらである。

法と政治の関係は密接なものである。国民の政治への無関心は、法への無関心へとつながる。間接民主制をとる我が国において、政治は多くの場合、生活者への影響は間接的であるかもしれない。しかし、政治の意思は強制力を伴った法律に形を変え、直接生活者の身に降りかかるてくる。法や政治に無関心でいると、法律が変わったことを知らないで検挙されるおそれもあるのである。

また、憲法に無関心でいることは、そこに規定される基本的人権にも無関心であることに等しいだろう。基本的人権を尊重するためには、人権について知識としてのみならず教養（literacy）として理解することが必要である。

(2) いじめ自殺の原因是規範意識の低下か

いじめ自殺事件や青少年が関わるショッキングな事件が、メディアによって報じられると、必ずといっていいほど、「最近の若い者は…」式に、規範意識やモラルの低下が叫ばれ、学校で道徳教育をもっとしっかりやれという声が聞こえてくる。

通信教育会社ユーキャンが、北海道滝川市のいじめ自殺事件が報じられた頃の2006年11月に行った調査によると、小学校で必要と思われる教育の第1位が道徳・倫理となっている。（ちなみに前年度調査では、質問文の表現が若干異なるので単純に比較できないが、道徳・倫理は第9位だった。）

では、本当に青少年のモラルや規範意識は低下しているのだろうか。また、道徳教育を充実させることによって、規範意識なるものは向上するのであろうか。一部のジャーナリストや研究者は、最近の青少年はキレやすく、少年による凶悪な犯罪が増えていると指摘しているようだが、犯罪白書などのデータで見る限り、刑法犯罪において少年の占める割合は、例えば20年前と比べてそれほど変化していない。また、学校内でのいじめは最近に始まったことではなく、その原因を子供のモラルの低下に求めるのは誤りである。

確かに、時代によって変化を見せる少年の犯罪やいじめの傾向を、冷静に分析することは、今後の青少年の育成方法を探るために必要なことである。近年増加しているインターネットによる誹謗中傷などの、いわゆる「ネットいじめ」は深刻である。しかし、社会不安に乗じて、メディアやジャーナリストが、普通にまじめに生活している多くの青少年を一くくりにして、モラルや規範意識が低下したと断罪するのは、誤った

見識と言えよう。

(3) 規範意識と道徳

そもそも規範意識とは何であろう。私は以前からこの規範意識という言葉に違和感を持っていました。『広辞苑第五版』には「規範意識」という言葉はない。「規範」を調べてみると「①のり。てほん。模範。②〔哲〕のっとるべき規則。判断・評価または行為などの拠るべき基準。」とある。要するに、法、道徳、宗教を思い浮かべればいいだろうか。

法社会学者の渡辺洋三氏の著書『法とは何か』の中に、社会規範について述べられている「法と道徳・宗教・文化」⁽⁵⁾という節がある。これを根拠に「法・道徳・宗教・文化」の4種類を「規範」として考えてみる。

渡辺氏の説明によると、日本の場合、戦前の天皇制国家下の家族制度の中で、4種類の「規範」が国家神道や教育勅語などによって見事なまでに統一化され、国民の行動基準となってきたという。そして法と道徳の関係を見た場合、戦後においても「法と道徳との分離が徹底せず、しばしば、法的正義と道徳的正義とが同一の『正義』の言葉で呼ばれ、混同して使われてきた」⁽⁶⁾のである。

本来、法と道徳は似て非なるものであり、道徳的に非難される行為でも法的に許される場合があることは理解できるであろう。しかし、「法的に悪いことは道徳的に悪いこと」という観念が日本人には残されているという。戦争中、戦争に反対した人々は、治安維持法などの法的制裁を受けたことにより、道徳的にも周囲の人から「非国民」という言葉で非難されたのである。

このように我が国では、規範という言葉の中に「法」と「道徳」を混同して考える傾向がある。だが、未来を担う青少年に規範意識の向上を求めるという場合、2つの意味を区別して考える必要がある。つまり法的意識と道徳的意識である。

(4) 法的意識と道徳的意識

前節で述べたように、規範意識は法的意識と道徳的意識に分けられる。法的意識とは法を尊重し、法を守ろうという意識で、行動は法によって拘束される。一方、道徳的意識は個人の良心を尊重しようとする意識で、行動の基準は人によってまちまちである。法的意識の範囲は、道徳的意識のごく一部をなすのであって、人の良心は基本的に自由であり、法によって規定するのは、憲法19条に反する。

国民の内心を国家の都合のよい方向に向かわせたいというのは、いつの時代の権力者も考えることであ

る。国教に反する異教徒への弾圧、始皇帝による焚書坑儒など歴史を見渡せば枚挙に暇がない。欧米での市民革命を経て、市民の良心の自由を手に入れたのはまだ300年余り、我が国においてはわずか60年ほどである。

確かに良心の自由を守ることは難しい。アメリカ最高裁は、宗教上の理由で国旗への敬礼を拒否したことによる退学処分をめぐる事件の判決(1943年)の中でこう述べたという。「われわれが、特異な精神に負うところの、知的な個性や豊富な文化的差異は、偶発的な奇矯さや変態的な態度という代価を支払ってのみ、獲得されるのである。…意見を異にするという自由は、とるに足らない事柄にのみ限られるべきではない。それならば自由の影に過ぎない。自由の実体が検証されるのは、現存秩序の核心に触れる事柄について、意見を異にすることの権利においてである。」⁽⁷⁾。

我が国でも最近、カルト教団による不可解な事件や凄惨な事件が起きることがある。加害者の行為は法的制裁によって裁かれたとしても、特異な思想とは共存する覚悟が必要である。この覚悟を忘れて、臭いものに蓋をするように法律の介入を許してしまえば、例えば近年話題となっている「共謀罪」などが安易な形で導入されたりするのである。

法的意識は、法が制定されてのみ意識されるものである。法の定めがある以上、大多数の国民がそれに従うだろう。法に従う意識（遵法意識）についての議論は、サンクションが伴うがゆえにそれほど難しいことではない。（我が国の場合、法と道徳を混同して考える点は注意が必要であるが。）したがって、規範意識について議論する時、多くの場合、道徳的意識が中心になる。そして、道徳的意識は個人の思想・良心の自由に直接関わるため、特に慎重に扱われなければならないのである。

(5) 規範意識は教えられるか

では、規範意識を教えることは可能なのだろうか。前節で述べたように、規範意識について考える際は、道徳的意識について主に取り上げなければならない。つまり道徳は教えられるかという議論に集約される。教育学者の村井実氏は、道徳教育について、1967年の著作『道徳は教えられるか』の中で、それは古代ギリシャ時代からの議論であるとした上で、アリストテレスの考え方では、道徳教育には「善や悪や正義についての知識の教育と、その知識に従って行動する習慣の教育、という二つの側面」⁽⁸⁾があることを紹介している。

宮嶋秀光氏は、「社会規範を伝達し、しかもそれら

を実行できる実践力を形成することが、道徳教育の重要な部分である」ことを認めた上で、それらは「道徳性」の一つの要素に過ぎず、「いわば道徳教育の第一歩が踏みだされただけ」であると述べる⁽⁹⁾。そして、勝田守一氏のいう「自主的判断」⁽¹⁰⁾、森昭氏のいう「第3のレベル」⁽¹¹⁾を提示して、「それまで当然視していた行動様式に準拠するだけでは、事態の打開ができない状況」から「新しい行動の仕方や生き方」を、子供たちが創造できるように準備することであると主張する⁽¹²⁾。

すなわち、これらの意見を集約すると、道徳教育がめざす「道徳性」というものは、社会規範の知識を伝達した上で、その社会規範に基づいた行動を実践し、なおかつ道徳的葛藤に突き当たった時、新しい行動や生き方を創造できることと表すことができるだろう。しかし、ここで疑問が残る。道徳教育で伝達されるべき「社会規範の知識」とは、どういうものだろうか。それについては次章で検討する。

3. リーガル・リテラシー教育の可能性

(1) 社会規範としての正義

前章の最後に課題を残した。「社会規範の知識」とはどういうものか、ということである。

リーガル・リテラシーについて検討する立場から述べれば、それは「正義についての知識」である。渡辺洋三氏は『法とは何か』の冒頭で、「法の精神とは一言で言えば、正義である。」⁽¹³⁾と述べている。逆に言えば、「正義についての知識」とは「法の精神についての知識」と言い換えることが可能であると私は考える。もちろん、正義=法の精神ではなく、法の精神が正義の一部をなすとの前提の上である。

念を押しておくが、「法の精神についての知識」と「法についての知識」は異なる。法の精神について知識を持つということは、法律の条文や判例を知っていたり、またそれを使いこなせるのとは異質のものだったりするからである。例えば、法律のプロである弁護士は、自らの正義感と反する場合でも、依頼人の利益のために「法についての知識」を用いるであろう。では「正義」とは何であるか。『広辞苑第五版』の一部を抜き出してみると、「…社会全体の幸福を保障する秩序を実現し維持すること。プラトンは国家の各成員がそれぞれの責務を果し、国家全体として調和があることを正義とし、アリストテレスは能力に応じた公平な分配を正義とした。近代では社会の成員の自由と平等が正義の観念の中心となり、自由主義的民主主義社会は各人の法的な平等を実現した。…」とある。また英

語では、公平、公正などと同義で justice である。

正義は普遍的なものであるが、同時代を生きたプラトンとアリストテレスの間にも差異があるように、時代や個人の価値観などによって差が生じる。社会生活の中で、人々の話し合いによって解決する差であればよいが、混乱を避けるため、手続きを踏んで明文化したもののが法ということになるであろう。

(2) 社会規範としての憲法

道徳教育によって伝達されるべき社会規範としての知識は、「正義についての知識」であると述べた。また法の精神が正義の一部をなすという前提の上で、「法の精神についての知識」との言い換えが可能であるとも述べた。

我が国において、法の精神の理想が明示されているものは日本国憲法であるといえよう。

ところが日本では、市民生活において、法があまり身近になっていないのもまた事実である。現在の日本は自動車社会であるから、「道路交通法」などは比較的身近かもしれないが、憲法についてはさっぱりという国民が多いようである。

法は多くの場合、強制力を伴うという意味で諸刃の剣である。使い方を誤れば「凶器」になるということは歴史が示している。権力を濫用するような独裁者には、法を委ねてしまっては、権力の腐敗や社会不安を招き、更なる悲劇を生む。

一方で法は、社会的弱者を救済したり、その権利を守る役割も果たしたりもする。本稿のもう一つの課題であるいじめに当てはめて考えてみよう。ひどいいじめの場合、刑法の暴行罪、傷害罪、恐喝罪などに抵触する行為が行われることが多い。これらといじめを受けている子供は、いわば「犯罪被害者」である可能性がある。いじめ被害者の子供が、「今されていることはやっぱりおかしいんだ。」と客観的に判断する基準として、また法的理論武装による防衛策としてリーガル・リテラシーを用意することも検討の余地があろう。

第1章でも述べたとおり、リーガル・リテラシーの定義は、「法および憲法についての知識を身につけてそれを自己の権利・自由および他者の権利・自由を実現するための武器として行使し、主権者である国民として司法・立法・行政へ参画できる能力」である。

武器として国民の行動を規定する法律が変更される際は、常に憲法に照らして、法の精神を実現するものであるかを注視し続ける必要がある。また法改正がなされる時は、それが武器であることを自覚した上で、議会審議を見守ることが、主権者としての国民の責務であろう。

(3) 法を守るということ

法治国家である我が国において、法を守ることは当然のことであるように思われている。ところが最近、大企業による法令違反が次々と明らかになり、企業幹部が記者会見の場で謝罪する場面をよく目にするようになった。また企業から盛んにコンプライアンス（法令遵守）という言葉が聞かれる。法を守るという当然のことを高らかに宣言しなければならないほど、企業のモラルは低下していたのかと呆れるばかりである。

一方、立法権を委ねられている代議士を見ても、選挙公約を当選後覆したり、都合の悪い争点は選挙中伏せたりするなど、その倫理観を疑われるような事例は事欠かない。

戦後日本の教育を支えてきた準憲法的性格の教育基本法も、「郵政民営化」の賛否を問う「国民投票」であるかのように見せかけて実施された衆議院総選挙によって、多数を占めた与党議員の賛成多数で変えられた。その過程では、「やらせタウンミーティング」や「強行採決」が繰り返されたにもかかわらず。

そんな代議士や企業幹部から青少年に対して求められるのが規範意識である。

前章で規範意識は、法的意識と道徳的意識に区別して考える必要があると述べた。法すなわち社会のルールを守ることは当然のことであると考えていたため、本稿では法的意識については深く言及しなかった。

なるほど代議士の選挙公約には法的拘束力はないのであるから、公約違反をしたからといって法的責任は問われない。道徳的責任を問われたとしても、次の選挙まではその身分は保障される。選挙公約を守れず、良心の呵責にさいなまれて辞職したという議員を私は知らない。

良心の呵責といえば、近年次々と発覚した企業による食品の偽装表示や事故隠しなどの多くは、内部告発によるという。不正を看過できなかった内部告発者の人生をかけた勇気ある行動のおかげで、多くの消費者が救われることになったであろう。しかし、企業社会は彼らに対して残酷である。内部告発をしたために会社を追われる者、取引先からそっぽを向かれ倒産した会社がある一方で、告発された大企業の幹部は、減俸などの社内処分や役職を退くことで責任を取ったみなされ、会社にとどまっている場合が多い。

青少年や若者に規範意識を求める大人社会において、法を守る意識がこのようにいい加減なら、子供たちに対して説得力に欠けるであろう。子供たちはそんな大人のズるさをしっかり見ているものである。

(4) リーガル・リテラシー教育と教師の役割

リーガル・リテラシー教育と道徳教育の兼ね合いや具体的な指導方法は、今後の研究を待たねばならない。アメリカ合衆国では 1960 年代後半に、Law-Related Education が体系的に組織され、学校教育の早い段階で行われているという。権力の暴走を防ぐためにも、また社会的弱者の権利を守るためにも、日本国憲法を中心とした法律をテキストに、リーガル・リテラシーを子供たちに伝えていくことは、現代の市民社会を生きる者にとって必要なことであると考える。

子供たちにリーガル・リテラシーを伝えていくための具体的な方法は、今後の検討課題であるとしても、子供たちにリーガル・リテラシーを伝える役目を担う教師が、まず日本国憲法の精神を理解し、リーガル・リテラシーを身につけている必要がある。安倍政権下で憲法改正への道筋となる「国民投票法」が強行に制定された。憲法問題が政治日程に載せられると、学校で憲法について語ることが難しくなるおそれがある。

教師にも改憲、護憲など様々な考え方の者がいるだろうが、少なくとも今の教育公務員は、採用の際、日本国憲法に則って職責を果たすことを宣誓したはずである。また憲法 99 条により、憲法を擁護する義務を負っている。

日の丸、君が代に対する意見表明権も奪われつつある教師たちが思考停止に陥る前に、今一度戦後日本の教育が、憲法および教育基本法に守られてきたことを想起できるような施策を、教育研究者、教員養成に携わる研究者、教師の研修に当たる担当者に期待するものである。教師にリーガル・リテラシーがなければ、子供たちにリーガル・リテラシーを教育することなど不可能である。

(5) ゼロトレランスについて

教育現場にリーガル・リテラシー教育の導入を提案するに当たり、「ゼロトレランス」について言及しておく必要があろう。

いじめ自殺報道が盛んだった頃、書店の教育書の棚を眺めると、いじめ関連の書籍が多数陳列されていた。それらの中に、気になる言葉があった。「ゼロトレランス」⁽¹⁴⁾である。私は、アメリカの「割れ窓理論」を学校に適用したものという程度の知識しか持っていないのだが、一部の教育学者や国立教育政策研究所が、日本の学校への適用を前向きに検討していることを知り、危機感を覚えた。校則や体罰による行き過ぎた管理教育が問題となった時代に逆戻りするのではないか、と。

調べていくにつれ、その危機感はますます膨張して

といった。ゼロトレランスは、いじめ問題対策に名を借りた児童生徒の人権侵害である。また教師の教育の自由の侵害でもある。

学校でのいじめ問題は最近に始まつたことではない。1986年の東京中野区のいじめ自殺事件をきっかけに何度も社会問題となってきた。にもかかわらず、繰り返されるいじめ事件に業を煮やすのも分からぬではない。

ゼロトレランス推進の立場で主張する弁護士の中嶋博行氏は、「人権=犯罪者の権利」⁽¹⁵⁾と断罪し、加害者に対しての処罰が甘い学校の態度に憤る。弁護士という立場で様々な事件の被害者の立場に立つと、被害者の受けた傷の大きさに対する、加害者への罰の軽さにもどかしい思いを持たれているのかもしれない。確かに、いじめに関わる事件を個別に見た時、被害者の受けた心身の傷に見合った罰を受ける加害者は少ない。教師や親にさえ、いじめとして認識されないケースもあり、被害者は「やられ損」である。

私は学校での管理が不要であるとか、いじめ被害者の人権そっちのけで加害者の人権を擁護せよというのではない。確かにゼロトレランスの効果は絶大である。手錠と警棒と逮捕権限を持った「教師」に逆らう子供はほとんどいないであろう。しかし、ゼロトレランスを発動することは教育の敗北である。ゼロトレランス状態に置かれた学校は、例えるなら非常事態宣言国家の戒厳令のようなもので、常時発動すべきものではないと考える。

いじめの問題は、そもそも加害者による被害者への人権侵害行為である。いじめが大きな事件となってから被害者と加害者の人権問題をどうするかという議論より先に、日常生活の中で人権についての意識を高めて、いじめの予防を検討するべきだと思う。

4.まとめと今後の研究課題

新渡戸稲造は1899年「武士道」の日本版への序文の中で次のようなエピソードを述べている⁽¹⁶⁾。

約十年前、著名なベルギーの法学者、故ラヴレー氏の家で歓待を受けて数日を過ごしたことがある。ある日の散策中、私たちの会話が宗教の話題に及んだ。

「あなたがたの学校では宗教教育というものがない、とおっしゃるのですか」とこの高名な学者がたずねられた。私が、「ありません」という返事をすると、氏は驚きのあまり突然歩みをとめられた。そ

して容易に忘れがたい声で、「宗教がないとは。いったいあなたがたはどのようにして子孫に道徳教育を授けるのですか」と繰り返された。

宗教が人々の行動規範となってきた欧米人にとって、宗教教育のない日本人は何を規範に生活していたのか不思議だったのであろう。1890年に教育勅語が出された。もし新渡戸が、1899年にラヴレー氏に道徳教育について尋ねられたなら、日本人の行動規範となっていたものは、天皇を神格化した国家神道であり、教育勅語に即した修身科による「道徳教育」であると答えたのであろうか。

ヨーロッパにおいて、近代公教育の成立期における難問の一つは、学校における道徳教育と宗教の《関係》をどう処理するかだったという⁽¹⁷⁾。コンドルセは、「公教育は知育に限るべき」という結論を導き、デュルケムの科学的道徳教育論へと引き継がれた。1900年代初頭、デュルケムは、非宗教的かつ合理的な道徳教育を唱えながら、伝統的宗教的支配からの自由を獲得した個人は、同時に孤立するというジレンマを解決する答えとして、他者によって共有され、社会的に担保された価値ある存在として尊厳がうちたてられなければならないと考えた。

「他者によって共有され、社会的に担保された価値ある存在としての尊厳」こそが、現在の日本人にとっての日本国憲法ではないだろうか。

皮肉にもデュルケムが道徳教育と宗教を切り離す努力をしていた同時期に、日本では国家神道と教育勅語が結びついて、臣民を「マインド・コントロール」⁽¹⁸⁾する時代に突入していたのである。

教育と法の関係は極めてナーバスである。教育の場に司法権が介入する事態は不幸な場合がほとんどであるし、また教育の内部でも、学校内のルールである管理的な「校則」の問題が常に議論されてきた。法律の問題は政治や社会情勢との関連が深く、国民の政治離れや刻々と変化する社会状況などにより、教育の場から政治的教養を培う教育さえも遠ざけられてきた。しかし、「政治的教養」教育は尊重されるべきものとして、新旧教育基本法に明記されており、教師が避けて通れない問題である。

さらに言うなら、教師という職業を選んだ以上、教育が子供たちやその家族、社会に与える影響の大きさに無自覚であってよいはずはない。戦前、日本社会の軍国主義化に教育が果たした役割の大きさに無知であってはならないだろう。

リーガル・リテラシー教育は、「お上」が決めた法や道徳をいかに守らせるかを教え込むものではない。

大切なことは、国民の自由、権利を守るための武器として、憲法や法に関する知識・理念を、国民の教養として身につける機会、手段を保障するということである。

リーガル・リテラシー教育を子供の発達段階のどの時期に、どういう方法で行うかについては、今後の研究課題である。子供の学校生活と密接に関係する「いじめ問題」を教材に、人権について考えるのもよいだろう。いじめは個人に対する人権侵害である。それは法の精神すなわち正義に反するということを根拠に、いじめを予防する方法を検討してみるのである。難しい課題を、子供の生活にとって身近なものから考えるという作業は、授業の基本である。道徳の時間に教師が高尚な理念を説示するより、子供たちは真剣に考えるであろう。道徳教育の強化によるいじめ対策には限界がある。

道徳は多くの場合、「お上」から教育されるものではなく、社会の中で自然的に醸成されていくものであると私は思う。一方で日本国憲法は、主権者たる国民の名の下に、未来に向けて宣言されたものであるから人為的である。学校での教育活動全体にわたって、意図的・計画的に行わなければならないのは、道徳教育よりむしろ憲法をはじめとするリーガル・リテラシー教育であると私は考える。

〈注および参考文献〉

(1) 向山洋一『いじめの構造を破壊せよ』明治図書 1991 年。

この中で繰り返し「差別」について言及している。

- (2) 浅川千尋『法学・憲法 リーガル・リテラシーを学ぶ』法律文化社、2005 年のはしがき ii 頁。
- (3) 大杉昭英『法教育実践の指導テキスト』明治図書 2006 年、18 頁。
- (4) 伊藤真「憲法を実践する法律家養成のなかで 中高生に対する憲法教育の大切さ」全国法教育ネットワーク編『法教育の可能性 学校教育における理論と実践』現代人文社、2001 年、133 頁。
- (5) 渡辺洋三『法とは何か』岩波新書 1979 年、49 頁。
- (6) 同上 53-54 頁。
- (7) 宗像誠也『教育と教育政策』岩波新書、1961 年、63 頁。
- (8) 村井実『道徳は教えられるか』国土社、1990 年、18 頁。
- (9) 宮嶋秀光「道徳教育の本質と目標」井ノ口淳三編『道徳教育』学文社、2007 年、45 頁。
- (10) 同上 38-40 頁。
- (11) 同上 37-40 頁。
- (12) 同上 46 頁。
- (13) 渡辺洋三『法とは何か』前出、2 頁。
- (14) 加藤十八編著『ゼロトレランス 規範意識をどう育てるか』学事出版、2006 年
- (15) 中嶋博行『君を守りたい いじめゼロを実現した公立中学校の秘密』朝日新聞社、2006 年、150 頁。
- (16) 新渡戸稲造(著奈良本辰也訳・解説)『武士道』三笠書房、1993 年、3 頁。
- (17) 山口和孝「道徳教育と宗教」井ノ口淳三編『道徳教育』前出、158-162 頁。
- (18) 同上 163 頁。